

令和 9 年度東京都の施策 及び予算に関する要望書

令和 8 年 8 月

特 別 区 長 会

令和 8 年 8 月

東 京 都 知 事
小 池 百 合 子 殿

特別区長会会長
吉 住 健 一

令和 9 年度東京都の施策及び予算に関する
要望について

平素から、特別区政の運営に対して、特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

特別区は首都東京の行政を担う基礎自治体として、住民の期待に的確に対応すべく、様々な分野で積極的な取組を進めているところです。

しかしながら、特別区の住民にとって喫緊の課題である、安全・安心なまちづくり、福祉、都市基盤、環境等の施策を着実に遂行していくためには、なお多くの面で制度の改善や財政措置の充実強化が必要です。

つきましては、都における令和 9 年度予算の編成にあたり、特別区の事情を十分ご賢察のうえ、次の要望を実現されるよう特段のご配慮をお願いいたします。

＜要望事項＞

	頁
1 特別区都市計画交付金の拡充	1
2 都区の役割分担等に関する協議の実施	2
3 減収補填対策の確保	3
4 子育て支援策の充実	4
5 山谷地域に対する総合的施策の推進	8
6 障害者施策の充実	9
7 高齢者福祉の充実	11
8 医療体制の充実と整備	12
9 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実	13
10 医療保険制度の充実	14
11 受動喫煙対策の強化	16
12 交通システムの整備促進	17
13 都市計画道路等の整備促進	19
14 都市インフラの改善	20
15 災害対策の充実	22
16 都市緑地の保全の推進	26
17 廃棄物処理対策の強化	27
18 地域課題への対応	28
19 学校教育の推進	30
20 観光に関する課題への対策	31

1 特別区都市計画交付金の拡充

特別区都市計画交付金は、本来基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が特別区の区域では都区制度が適用されていることから都税とされているなかで、特別区が行う都市計画事業の財源を確保するために設けられているものである。

都市計画交付金予算額は、令和7年度より100億円増の300億円が計上され、増額が図られたところである。引き続き、特別区が行う都市計画事業をより計画的に推進できるよう、都区双方の都市計画事業の実績に見合った財源の確保や全都市計画事業の交付対象化、交付率の上限の撤廃や工事単価の引上げ等により、更なる増額を行うこと。

あわせて、都市計画に係る役割分担のあり方やその財源のあり方等について協議するため、都区財政調整協議とは別に、都市計画事業のあり方についての協議体を都区協議会の下に設置すること。

2 都区の役割分担等に関する協議の実施

特別区の自主・自立を一層推進するため、次の方策を講じること。

(1) 都区制度改革・地方分権の趣旨を踏まえた役割分担や税財政制度等に関する協議の再開

平成12年の都区制度改革及び地方分権の趣旨を踏まえた都区のあり方について、事務配分や税財政制度等を根本的かつ発展的に検討するため、都区協議会の下に設置した都区のあり方検討委員会の協議を再開すること。

(2) 都区の共有財源に係る政策的減免の新設・拡大を検討する際の事前協議

都区財政調整制度の財源である固定資産税・市町村民税法人分等について、都において政策的に減額・免除の新設・拡大を検討する際は、必ず事前に特別区と協議すること。

(3) 用途地域等都市計画決定権限の移譲等に関する協議の実施

特別区の住民との合意形成等を踏まえた主体的・自立的なまちづくりの推進に資するため、用途地域等都市計画決定権限の移譲等について、都区間で協議・調整できる場を設定すること。

3 減収補填対策の確保

特別区が法人住民税及び法人事業税交付金に係る減収補填債について、発行可能となるよう、国に働きかけること。

4 子育て支援策の充実

特別区においては、地価や賃料が高額であることから保育施設や学童保育施設等の整備に係る財政負担が大きく、地域ニーズに応じた子育て支援事業の質と量の確保が喫緊の課題である。

については、安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、次の方策を講じること。

(1) 保育人材の確保・定着等に向けた支援の拡充

- ① 保育園等の安定的な運営に向け、保育士人材の安定的確保を目的とした「保育従事職員宿舎借り上げ支援事業」による補助の継続及び拡充を行うとともに、私立幼稚園に勤務する幼稚園教諭等についても、人材不足が生じている現状を踏まえ補助対象とすること。また、本事業の継続等について国へ働きかけを行うこと。

さらに、保育士等の子育て支援に必要な人材の安定確保及び定着化に向けた就労環境改善措置を講じるよう、引き続き国に働きかけること。

- ② 保育施設に在籍する発達支援児の増加等保育ニーズが多様化している状況を踏まえ、子どもの安全・安心を第一とする施設運営を実施するため、保育士について、発達支援児の特性に応じた配置基準とすること。

(2) 学童クラブ等運営支援の拡充

学童クラブ等の需要が増加傾向にあり、現在の補助基準額では財政負担が大きいことから、学童クラブ等について、施設整備

費、賃借費及び運営費に係る助成を拡充するとともに、人材確保及び人材定着のための処遇改善を行うこと。

(3) 「ベビーシッター利用支援事業」等への財政支援

「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」は、子育て支援の推進に向けた必要な取組であることから、令和9年度以降も継続して実施すること。

また、補助額を増額するとともに複数の子どもを同時に預けることができるよう補助対象要件を拡充すること。

さらに、償還払い方式の見直しや申請書類様式の統一など、利用者の利便性向上に向け、都で統一的な仕組みを構築すること。

(4) 幼児教育・保育現場の実態を踏まえた補助制度の充実

- ① 病児・病後児保育事業や医療的ケア児保育支援事業の安定的な実施のため、施設に対する補助や人材確保に向けた支援を拡充すること。

また、看護師不足を解消するため、看護師等の配置に係る経費の補助について大幅な見直しを国へ働きかけること。

- ② 第1子無償化事業において、公立保育園分についても私立保育園同様、全額都が補助すること。

また、一時預かり事業等について、子育てにかかる経済的負担の軽減や在宅子育て家庭の孤立防止等のため、補助の拡充を行うこと。

- ③ 保育サービス推進事業補助金及び子ども・子育て支援交付金について、認可保育所等における30分未満の延長保育についても補助対象とすること。

- ④ 保育所等におけるデジタル化推進事業費補助金について、
I C T機器の新規導入に係る経費だけでなく、維持・管理、更新等のランニングコストについても補助対象とすること。
- ⑤ 認定こども園に在籍する1号認定子どもについて、東京都保育サービス推進事業補助金におけるアレルギー児対応及び保育士等キャリアアップ補助金と同等の内容の補助を行うこと。
- ⑥ 私立幼稚園及び認定こども園における私立幼稚園特別支援教育事業費補助金について、特別な支援が必要な園児の在籍基準日を撤廃するとともに、申請期限に猶予を持たせること。
- ⑦ 子どもの遊び場確保のため、保育所等の園庭や屋内整備に係る工事費用や賃料等について補助を行うこと。

(5) 多様な他者との関わりの機会の創出事業の継続

保育運営事業者への「乳幼児等通園支援事業」の実施に係る継続的な支援や利用者への利用料補助が必要であることから、「多様な他者との関わりの機会の創出事業」について、令和9年度以降も補助金額を引下げることなく継続して実施すること。

(6) 待機児童対策の充実

第1子無償化の影響等による保育ニーズの増加に伴う待機児童対策として、「緊急1歳児等受入事業」の対象に0歳児を加えること。併せて、保育所等の整備促進に係る「待機児童解消区市町村支援事業」の補助内容を拡充すること。

(7) 5歳児健診実施への支援の充実

5歳児健診の実施にあたって必要となる、児童精神科医等の専門医や保健師、心理士等の専門職が不足していることから、人材確保に向けた関係機関との協議、発達障害と判定を受けた児に対する療育機関・療育施設の設置及び広域連携等のフォロー体制の整備等、一連の事項について、広域的な調整を行うこと。

5 山谷地域に対する総合的施策の推進

山谷地域の問題は福祉や医療、就労、住宅等多岐にわたる大都市特有の問題である。

これまで山谷地域で日雇い労働に従事した方々の多くが、高齢化や孤立化などから生活保護受給者となり簡易宿所等で暮らしているが、疾病や障害等により自立した地域生活が困難となっている。

また、日雇労働者や生活保護受給者を受け入れてきた従来の簡易宿所は、日雇労働者等の減少により、経営が難しくなっている。

このことから、引き続き各区と連携を図りつつ、都が主体となり必要な施策を推進するとともに、必要な財政支援を行うこと。特に、山谷地域の環境改善及び良好なまちづくりを推進するため、簡易宿所事業者に対して、ビジネス・観光客等の受入れ拡大を目的とした簡易宿所の建替えや設備改善等の財政支援を推進すること。

6 障害者施策の充実

障害者施策の充実のため、地域の実情に応じた財政措置等が行われるよう、次の方策を講じること。

(1) 障害者グループホーム等設置促進のための支援の充実

障害者施策に係る基盤整備を充実させるため、都が行っている「障害者通所施設等整備費補助事業」について、補助対象に土地の取得を加え、既存の補助基準額の上限額を引上げる等拡充を図り、かつ補助率の特例措置を継続すること。

加えて、「借地を活用した障害者（児）施設設置支援事業」について、補助期間の拡充を行うこと。

また、「障害者グループホーム体制強化支援事業」について、補助基準額の上限額を上げるとともに人員配置等の補助要件を緩和すること。

(2) 医療的ケアの必要な重症心身障害者（児）の入所・通所施設等への支援拡充

入所施設等の需要が高まる中、対応可能な施設が不足していることから、医療的ケア児等の生活の場を確保するため地域の偏りなく入所施設等を充実させること。

また、受入施設に対する報酬の見直しを国へ働きかけるとともに、施設を安定して運営するための補助制度の充実や支援策の拡充を行うこと。

さらに、相談支援専門員の人材確保に向けて、東京都相談支援従事者初任者研修の実施回数を増やすなど資格取得の機会を確保すること。

(3) 在宅レスパイト・就労等支援事業の拡充

在宅レスパイト・就労等支援事業については、現状、自宅以外に看護師を派遣できない仕組みであり、障害児（者）の保護者等に負担が生じている。このことから、上限時間内であれば、看護師の自宅外への派遣も可能とするよう事業の対象を拡充すること。

7 高齢者福祉の充実

高齢者福祉を充実させるため、次の方策を講じること。

(1) 施設整備等に対する補助制度の充実

高齢者福祉に係る基盤整備を充実させるため、都が行っている「高齢者福祉施設整備費補助制度」等を地域の実情に合わせて拡充し、支援の充実を図ること。

特に、「特別養護老人ホーム等整備費補助制度」について、用地取得に係る補助を対象とするほか、待機者減少に向けてニーズが高い多床室の整備において、増加定員数の3割を超えても補助対象とすること。

また、都有地を活用した社会福祉施設建替促進施設について、計画的に整備のうえ地域的な偏在を解消すること。

(2) 介護人材の確保・定着及び育成に関する施策の実施

特別養護老人ホーム等の整備を推進していくためには人材確保が不可欠であることから、「区市町村介護人材対策事業費補助金」等の拡充や、「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の地域包括支援センターへの対象拡大等、介護人材の確保、定着及び育成に関する施策を実施すること。

8 医療体制の充実と整備

患者中心の医療の実現に向け、より効率的で質の高い医療体制を構築していくとともに、急性期から回復期、在宅療養に至る医療サービスを地域ごとに切れ目なく確保する必要がある。

都が策定予定の新たな地域医療構想においては、人口及び入院患者の流入、高齢化社会の進展、医療機関の偏在等、地域医療の実情を踏まえた必要病床数の見直しを行うこと。

9 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実

配偶者からの暴力を防止し、被害者や関係者の安全な生活を担保するためには、被害者支援の充実が重要であることから、広域的な被害者支援体制を継続し、被害者保護施設や相談・ケア体制、就業・就学支援のための施設を整備すること。

また、再犯防止のため、加害者に対する更生プログラムを早期に導入すること。

10 医療保険制度の充実

特別区国民健康保険は被保険者の高齢化により医療費が増嵩する一方、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いことなどにより、保険料徴収に関して非常に厳しい環境下に置かれるなど、各区の努力だけでは解決し得ない様々な課題を抱えており、その運営は大変厳しい状況である。

このため、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営ができるよう、国民健康保険財政の責任主体として次の方策を講じること。

(1) 保険料負担軽減策の更なる実施及び財政支援の拡充

都の独自財政支援の拡充に加えて、被保険者の保険料負担に配慮した、きめ細かい財政措置を講じるとともに、特に低所得者に配慮した支援策を強化すること。

また、定率国庫負担割合の増加等、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化・拡充するよう、国へ働きかけること。

(2) 子育て世帯への支援

令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入されたが、子育て世帯の負担を更に軽減するため、公費による軽減割合を拡大するよう、国へ働きかけること。

- (3) 国民健康保険制度の抜本的な見直しに向けた国への働きかけ
医療保険制度の一本化等、国民健康保険制度の構造的課題を
抜本的に解決するための具体策を提示するよう、特別区の意見
も踏まえ、国へ働きかけること。

1 1 受動喫煙対策の強化

改正健康増進法や東京都受動喫煙防止条例の全面施行による屋内や敷地内の規制強化に伴い、屋外における喫煙対応の必要性が増加しており、効果的な受動喫煙対策を行うことが重要である。

このため、次の方策を講じること。

(1) 公衆喫煙所設置等の推進及び支援の拡充

都が実施主体となり公衆喫煙所を整備すること。

また、民間事業者の専用喫煙室等整備に対する助成の充実を図るとともに、特別区が整備する公衆喫煙所について、設置費だけでなく維持管理費も対象とするなど補助制度を継続・拡充すること。

さらに、受動喫煙対策の更なる推進のため、屋外における対策を強化し、屋外喫煙時の許容・禁止行為を明確にすることにより、喫煙者と非喫煙者の適切な住み分けを図るための措置を講じるなど、実効性が期待できる明確な方針を示すこと。

(2) 都有地の活用等の推進

公衆喫煙所設置場所の確保について、都有地の活用を進めるため、利用可能な都有地の情報提供や無償貸与を行うなどの支援をすること。

また、利用にあたっては、許可申請等手続への支援や、無償での貸与を行うなど、全庁をあげて特別区の実施を支援するとともに、道路占用許可に関する国との調整に努めること。

1 2 交通システムの整備促進

特別区における交通システムの整備は、沿線地域のみならず東京圏全体の公共交通環境の向上に寄与するものであり、極めて重要な課題であるため、次の方策を講じること。

(1) 「2050 東京戦略」に示された 6 路線の早期実現

都が令和 7 年 3 月に策定した「2050 東京戦略」に示された新空港線を含む都内 6 路線について、全ての路線において事業化を図ること。

特に、大江戸線の延伸について、具体的な開業時期を示し、その実現に向けて手続等を進めること。

新空港線の早期整備着手の実現に向け、都区間の合意事項を踏まえながら、都市計画事業として実施されるようにすること。

東京 8 号線の延伸について、都で行っている公的支援のための予算措置など、本路線の着実な整備に向け、東京メトロが求める十分な支援・取組を継続的に講じること。

有明地区から中央区晴海・勝どきを経由し、都心部までを結ぶ地下鉄新線を早期に整備すること。

- ① 東京 8 号線(有楽町線)の延伸
- ② 都心部・臨海地域地下鉄
- ③ 羽田空港アクセス線
- ④ 都心部・品川地下鉄（南北線の延伸）
- ⑤ 新空港線（蒲蒲線）
- ⑥ 東京 1 2 号線

（２）地域公共交通の確保・充実

路線バスの運転手不足が顕著な課題となっており、広域的な視点での支援が必要であることから、都が主導して、路線バスに係る財政支援スキームを創設すること。

特に、既存路線バスの維持・確保のため、バス事業者の運転手の採用・育成・定着に要する費用を重点的に支援すること。

また、地域住民の日常の移動の足としての地域交通の維持に支障が生じないよう、「東京都持続可能な地域公共交通実現に向けた事業費補助」について、路線定期運行や路線不定期運行、区域運行の交通空白地域等の補助要件の緩和、実装済みの地域公共交通も対象に加えた上での事業継続補助対象期間の撤廃又は延長など、支援の更なる拡充を行うこと。

1 3 都市計画道路等の整備促進

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進するとともに、緊急輸送路としての機能を確保するため、「東京における都市計画道路の整備方針」及び「踏切対策基本方針」に基づき、次の方策を講じること。

(1) 東京外かく環状道路の整備促進

都市計画道路等の整備等は、都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進するとともに、緊急輸送路としての機能を確保するため重要である。

そのため、東京外かく環状道路について、東京圏の道路ネットワークの構築や交通問題の抜本的な改善のために、事業費の安定的な確保に取り組み、早期完成に向け、工事の安全性を確保しつつ、完成時期を明確にしたうえで、着実に整備を促進すること。

(2) 連続立体交差事業の促進

連続立体交差事業は、交通渋滞緩和に伴う地域交通の円滑化や、踏切によって分断された地域の再生等に寄与することから、本事業を計画的かつ確実に促進するよう、財源を確保すること。

また、都施行の路線については事業準備区間を速やかに事業化し早期完成を図るとともに、特別区施行の路線についても、財政支援とともに、ノウハウの提供や技術的支援を継続して行うこと。

加えて、事業候補区間の選定に必要な地元のまちづくり推進の取組に対して、財政的・技術的支援を行うこと。

1 4 都市インフラの改善

都市機能を向上させ、社会・経済活動を支える活力あるまちづくりを推進するためには、都市インフラの改善を図る必要があるため、次の方策を講じること。

(1) 国道の立体整備の推進に向けた国への働きかけ

将来を見据えた交通安全・渋滞緩和のため、国道の立体整備を早期に推進するよう国へ働きかけること。

(2) 電線類の地中化の促進

無電柱化を推進し、防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の充実、良好な都市景観形成のために、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」の恒久化も含めた、現行の補助制度のさらなる充実、防災に寄与する路線の補助期間の延伸など、財政的な支援を行うこと。

また、無電柱化の整備に伴う工事期間短縮やコスト縮減に向けた検討、地上機器のコンパクト化に向けた支援、都市部の道路条件に沿った新工法など具体的な技術的支援の充実を図ること。

さらに、災害に強い強靱な都市づくりと地域特性が活きる都市づくりを一体的に行うため、無電柱化事業に対し、現在、補助対象外となっている景観道路工事についても、財政的な支援を行うこと。

(3) 公共インフラ老朽化対策への技術的・財政的支援

道路管理者が実施する路面下空洞の調査費用負担について、基礎自治体単独で占用事業者との合意形成を図り、応分の負担等の基準を決定していくことが困難であることから、調査費用負担に関する方策等について、特別区とともに検討を行うこと。

(4) 市街地再開発事業への財政措置を含めた支援等

令和7年度の社会資本整備総合交付金交付要綱改正により、市街地再開発事業に対する国費補助の対象区域が重点化され、対象要件の一つとされた都市機能誘導区域の設定には立地適正化計画の策定が必要となる。

一方で、特別区での策定実績はなく、新制度への対応には時間を要し、再開発を活用した今後のまちづくりに支障が出るが見込まれるため、各区が立地適正化計画を策定するにあたり、財政支援を含めた適切な支援を行うこと。

また、令和8年度末までとされる従来制度の適用期限延長や市街地再開発事業の交付対象の拡大を国へ働きかけること。

(5) アスベスト対策の推進

吹付け材を使用している可能性が高い鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事等の件数は今後増加が予想されることから、東京都吹付けアスベスト等飛散防止対策促進事業補助金について、補助額や対象建材の拡充、補助要件のさらなる緩和等を図ること。

15 災害対策の充実

切迫性が指摘される首都直下地震及び南海トラフ地震、近年の異常気象による大規模な水害等への対策の一層の充実を図るため、次の具体的な方策を講じること。

(1) 土砂災害防止対策の推進

がけ及び擁壁の安全化改修工事に対する助成事業について、国庫補助率の引上げを国に働きかけるとともに、東京都盛土対策補助金について、盛土規制法の許可取得を前提とした要件等の見直しや補助額の拡充を行うこと。

(2) 避難者対策の推進

① 東京都避難者生活支援指針について、特別区という都市部の特性を踏まえ、引き続き都区で意見交換を行い、区と一体となったより一層実効性のあるものとする。

② 避難所環境整備や災害時トイレ確保等のため、区市町村支援事業補助金の継続、災害用シャワー等の補助対象経費の上限額及び補助率の引上げを行うこと。

また、限られた備蓄スペースと多様化する避難者ニーズに対応するため、備蓄品の追加配備や保管場所の確保等に係る財政支援を拡充すること。

(3) 在宅避難者等への対策の強化

① 災害時にエレベーター内に閉じ込められた場合に迅速な対応を確保するため、エレベーター業界への働きかけや条例の

制定を行うこと。

- ② 申請期間の通年化等、「東京とどまるマンション普及促進事業」の拡充を行うこと。

(4) 木造密集地域対策の一層の充実

木造住宅密集地域の防災性向上を図るため、不燃化特区におけるコア事業以外について、不燃化特区制度と同等の支援となるよう、老朽家屋の建替えや除却に対する固定資産税等減免措置の要件緩和等制度の拡充を図ること。

(5) 下水道施設の機能強化

安全安心な下水道施設とするためにも、予防保全を重視した維持管理を一層推進すること。

特に、「経営計画2026」における重点地区の着工に向けた早期事業化と事業完了するまでの暫定的な対応について提案し短期対策も講じること。

(6) 大規模水害等への対策強化

- ① 高規格堤防整備をより一層推進するため、都が沿川自治体の先導役となり、国へ働きかけること。

また、高規格堤防整備と一体となって実施される市街地整備事業に係る財政支援及び住民負担の軽減や地域の合意形成の円滑化につながる方策の拡大を図ること。

- ② 地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、関係機関との連携・調整を行い、自治体の枠を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

とりわけ、広域避難先の確保、広域避難の促進、広域避難開始の判断、鉄道事業者等の協力確保に関する支援や、河川管理者等による堤防や水門等の耐震・耐水対策事業の早期完了及び排水機能の拡充等を行うこと。

- ③ 都が策定を進めている「(仮称)東京東部低地帯における大規模水害時の広域避難対処要領」において、鉄道やバス、タクシーなど、あらゆる陸上公共交通機関を移送手段として盛り込むとともに、各区の広域避難計画の策定、改定、計画に基づく訓練の実施に当たっては、技術的支援や財政措置を講じること。

- ④ 災害が発生する恐れがあり、自治体が高齢者等避難や避難指示を発令したが、実際には災害が発生せず、災害救助法が適用されない場合でも、自治体がためらうことなく避難指示等の発令や避難所の開設に取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。

(7) 災害廃棄物処理に係る仮置場の確保

大都市では大きな土地を確保することは容易ではないことから、都で所有又は管理する用地等を災害廃棄物仮置場として利用できる制度等の構築や、国も含め事前に候補地が選定できるようにすること。

(8) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援策の充実

昨今の建築工事費の高騰により、耐震改修等工事費用の所有者負担は増加していることから、耐震化のさらなる推進を図るため、一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に対する補助を特

定緊急輸送道路沿道建築物に対する補助と同程度に補助割合を
拡大する等、支援の拡充を図ること。

1 6 都市緑地の保全の推進

都市における貴重な緑地である、生産緑地や屋敷林等の保全を図るため、次の方策を講じること。

(1) 自治体による緑地買取りへの対応

生産緑地の公有化について、相続等が重なった場合の一斉解除により一時的に買取申出が増加し、より多くの支援が必要であることから、生産緑地の買取申出に対して、土地取得のための財政支援を強化すること。

(2) 緑地所有者への支援

- ① 緑地所有者が樹木を維持するためには多額の費用を要するが、必要経費に対する税控除等の仕組みがないことから、都市緑地法や条例などでみどりを保全している所有者が、樹木剪定などを行った場合の維持管理経費を、税控除の対象とするなど、緑地所有者への支援を行うこと。
- ② 屋敷林や樹林地は農地と同様にみどり景観や生物多様性の観点からも重要な空間である。屋敷林や樹林所有者の負担軽減を図るため、固定資産税等の税制優遇の支援が必要であることから、屋敷林や樹林地を維持するために所有者に対する固定資産税や都市計画税などの負担軽減を図ること。

17 廃棄物処理対策の強化

小型充電式電池について、各区で安全に回収及び処理ができるよう、都が実施している「広域的資源化モデル事業」を恒常的な事業とする等、広域処理する仕組みを確立すること。

1 8 地域課題への対応

(1) 治安対策の強化

都は、昨年度防犯機器を個人宅に購入・設置した場合の補助制度を新たに設けるなど近年治安対策事業への強化を図っている。

一方で、特殊詐欺の被害金額が大幅に増加し、昨今の闇バイトによる凶悪犯罪が都内でも発生していることから、住民の治安への不安が高まっており、地域の安全・安心を図るまちづくり施策について一層の充実が求められている。

そこで、地域の安全確保や犯罪防止を目的に実施している青色回転灯付きパトロールカーの巡回事業や、特殊詐欺被害防止対策として区が実施する事業に対し、補助制度を新設する等の財政支援を行うこと。

(2) 民泊急増による生活環境悪化への対応

近年民泊に起因する苦情や相談が増加する等、地域の生活環境の悪化が顕著となっており、事業の適正な運営の確保と地域の生活環境の悪化防止策を講じることが急務となっている。

そこで、都が徴収した民泊の宿泊税を、区が行う民泊の監督指導等の強化への支援など、事業の適正な運営の確保や地域の生活環境悪化防止策などに活用すること。

(3) 町会・自治会活動への支援

自治町会における「担い手不足」や「加入率低下」の解決を図るため、都が助成している地域の底力発展事業の申請期間を通年に変更すること。

また、町会・自治会の加入促進に対する取組や、町会会館の建設費や町会掲示板などのハード面に対する助成制度を新設すること。

(4) 多文化共生社会の実現に向けた体制整備への支援

各区では多文化共生のまちづくりを実現するための取組を進めているが、文化の違いに伴うトラブルや、日本の税制や社会保障制度、生活習慣等の理解が深まらず、地方税や国民健康保険料の滞納につながるなどの課題への対応も急務である。

そこで、多文化共生社会の実現に向け、次の事項について国に働きかけること。

- ① 外国人材の適正な受入れ体制の整備、生活上必要となる制度等の周知徹底を図るための教材を開発・作成などの総合的な対策を早期に実現すること。
- ② 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業及び外国人受入環境整備交付金に関して、十分な財源を確保すること。

19 学校教育の推進

学校教育の充実を図るため、次の方策を講じること。

(1) 特別な支援を要する児童・生徒に対する教育の充実

特別な支援を要する児童・生徒の数が年々増加し、特別支援学級在籍者及び特別支援教室利用者が増加していることから、特別支援教室における年度途中利用者の増加を見込んだ年度当初の弾力的な教員配置、通常学級における区費支援員配置への財政支援を行うこと。

(2) 公立学校施設の改築等に係る規制緩和及び財政措置

東京都建築安全条例等の制限により、現状と同規模の学校施設の改築を行う敷地を確保することが困難なケースがあることから、老朽化した校舎等の改築等が円滑に進められるよう、規制緩和や財政支援を行うこと。

20 観光に関する課題への対策

昨今の観光需要の上昇を踏まえ、観光に関する課題への対応のため、次の方策を講じること。

(1) 観光バス駐車場の整備促進

団体観光客の増加により、観光バス等の駐車場の確保が急務となっているが、都心部では、新たに駐車場を整備する適地が限られており、基礎自治体だけでは対応しきれない状況にある。

そこで、都内全域において、都有地を駐車場として広域的に活用できるように施策を講じること。

また、区の駐車場用地の確保への取組や、観光バス対策に要する事業費について、補助制度の創設や拡充など、財政支援を講じること。

(2) 観光振興施策の充実

観光客の増加に伴い、持続可能な観光地づくりのため、各区の状況に応じて受入環境の対策を図っているが、マナー啓発強化による環境美化の維持管理等について、財政負担が増大していることから、次の対策を講じること。

- ① 基礎自治体では対応しきれないハード・ソフトを含めた受入れ環境整備、マナー啓発などの対策については、都としても広域的な施策を講じること。
- ② 基礎自治体が取り組む観光対策を支援するよう、宿泊税による税収入については、受入れ環境や安全対策に重点的に活用すること。

＜要望事項別一覧＞

要 望 事 項		要 望 先 局
1	特別区都市計画交付金の拡充	総 務 局
2	都区の役割分担等に関する協議の実施	総 務 局 主 税 局 都 市 整 備 局
3	減収補填対策の確保	総 務 局
4	子育て支援策の充実	生 活 文 化 局 福 祉 局
5	山谷地域に対する総合的施策の推進	福 祉 局 産 業 労 働 局
6	障害者施策の充実	福 祉 局
7	高齢者福祉の充実	福 祉 局
8	医療体制の充実と整備	保 健 医 療 局
9	配偶者暴力の防止と被害者保護の充実	生 活 文 化 局 福 祉 局
10	医療保険制度の充実	保 健 医 療 局
11	受動喫煙対策の強化	保 健 医 療 局 産 業 労 働 局 建 設 局
12	交通システムの整備促進	都 市 整 備 局 産 業 労 働 局 交 通 局 教 育 庁
13	都市計画道路等の整備促進	都 市 整 備 局 建 設 局
14	都市インフラの改善	都 市 整 備 局 建 設 局

要 望 事 項		要 望 先 局
15	災害対策の充実	総 務 局 主 税 局 都 市 整 備 局 住 宅 政 策 本 部 環 境 局 建 設 局 港 湾 局 交 通 局 下 水 道 局
16	都市緑地の保全の推進	政 策 企 画 局 主 税 局 都 市 整 備 局 産 業 労 働 局
17	廃棄物処理対策の強化	環 境 局
18	地域課題への対応	財 務 局 主 税 局 生 活 文 化 局 都 民 安 全 総 合 対 策 本 部 産 業 労 働 局
19	学校教育の推進	都 市 整 備 局 教 育 局
20	観光に関する課題への対策	財 務 局 主 税 局 都 市 整 備 局 環 境 局 産 業 労 働 局

＜要望先局別一覧＞

要 望 先 局	要 望 事 項
政 策 企 画 局	都市緑地の保全の推進
総 務 局	特別区都市計画交付金の拡充 都区の役割分担等に関する協議の実施 減収補填対策の確保 災害対策の充実
財 務 局	地域課題への対応 観光に関する課題への対策
主 税 局	都区の役割分担等に関する協議の実施 災害対策の充実 都市緑地の保全の推進 地域課題への対応 観光に関する課題への対策
生 活 文 化 局	子育て支援策の充実 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実 地域課題への対応
都民安全総合対策本部	地域課題への対応
都 市 整 備 局	都区の役割分担等に関する協議の実施 交通システムの整備促進 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 災害対策の充実 都市緑地の保全の推進 学校教育の推進 観光に関する課題への対策
住 宅 政 策 本 部	災害対策の充実
環 境 局	災害対策の充実 廃棄物処理対策の強化 観光に関する課題への対策

要 望 先 局	要 望 事 項
福 祉 局	子育て支援策の充実 山谷地域に対する総合的施策の推進 障害者施策の充実 高齢者福祉の充実 配偶者暴力の防止と被害者保護の充実
保 健 医 療 局	医療体制の充実と整備 医療保険制度の充実 受動喫煙対策の強化
産 業 労 働 局	山谷地域に対する総合的施策の推進 受動喫煙対策の強化 交通システムの整備促進 都市緑地の保全の推進 地域課題への対応 観光に関する課題への対策
建 設 局	受動喫煙対策の強化 都市計画道路等の整備促進 都市インフラの改善 災害対策の充実
港 湾 局	災害対策の充実
交 通 局	交通システムの整備促進 災害対策の充実
下 水 道 局	災害対策の充実
教 育 庁	交通システムの整備促進 学校教育の推進